

基 本 契 約 条 項
役務請負契約条項

(総 則)

第1条 この契約に定める条件に従い、乙は仕様書等（仕様書、図面、承認図面、見本及びその他参考図書。以下同じ。）に基づき、この契約書に記載された物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下、「契約物品」という。）の組立、調整、改造若しくは修理又は役務の提供（以下「役務」という。）を行い、契約期限（以下「納期」という。）までに給付を完了し、甲は乙にその役務の代金を支払うものとする。

2 乙は、この契約により、見本の承認又は作業工程等の了解を必要とするものにあっては、あらかじめ甲に提出し、甲の承認を受けた後でなければ役務を行ってはならない。

(債権譲渡の承認)

第2条 乙は、この契約の全部を一括して第三者に請負わせ又は委任してはならない。

2 乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合には、あらかじめ甲に書面による承認を受けなければならない。

(1) この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供する場合

(2) この契約の一部を第三者に請負わせ又は委任する場合

3 乙は、前項第2号により承認された相手方からさらに第三者に請負わせ又は委任する場合は、書面によって甲に届け出なければならない。

(下請負)

第3条 乙は、役務を第三者に請負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(第三者の権利の侵害の禁止)

第4条 乙は、この契約の履行にあたり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財

産権をいう。以下同じ。) 又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約金額)

第5条 契約金額には梱包費及び運賃を含むものとする。

(契約の変更)

第6条 甲は、乙と協議のうえ、乙が役務を完了した契約物品の引渡しを完了するまでの間において仕様書・納地・納期その他この契約に定める条件を変更することができる。

2 前項により、契約金額の変更を要するときは甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

3 契約金額の変更を行うときは、乙は甲にその変更に関する見積書を提出しなければならない。

4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合において、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

5 乙は、官給品等の支給又は貸付その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期を変更するため甲と協議することができる。

(仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合には、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

(発見役務の届出)

第8条 乙は、契約書又は仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

(官給品等の支給又は貸付)

第9条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸付を受ける材料、部品、治工具類、測定具類等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸付を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書の定めるところによる。

（サプライチェーン・リスクへの対応）

第10条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在する

ソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

6 第1条第2項及び第3条の規定は、前5項についても適用する。

(官給品等の引渡し及び保管)

第11条 乙は、甲から官給品等の引渡しを受ける場合には、これに立ち会い品目・数量等について仕様書等と照合の上、異状(品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合には、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。

2 乙は、甲から官給品等の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、甲から引渡しを受けた官給品等を善良なる管理者の注意をもって保管し、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。

4 乙が行った役務に関し官給品等の性質により契約物品に生じた契約不適合(引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。)については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知つて速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。

(官給品等の返還)

第12条 乙は、役務の全部又は一部の完了・契約の変更・契約の解除等により、甲から引渡された官給品等のうち不用となつたものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い返品書・材料使用明細書を添えてこれを甲に返還しなければならない。

(官給品等の滅失又は損傷)

第13条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもつて甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し若しくは代替品の納付を行い又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損

害は、甲の負担に帰する。

(契約物品の引渡し及び保管)

第 14 条 乙が、役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、数量、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書の定めるところによる。

- 2 乙は、甲から契約物品の引渡しを受ける場合には、これに立ち会い契約物品の種類・数量等について仕様書等と照合の上、異状の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合には、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けなければならない。
- 3 乙は、甲から契約物品の引渡しを受けたときは、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲から引渡しを受けた契約物品を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、この契約の目的以外に使用し又は利用してはならない。
- 5 乙は、契約の変更、契約の解除等により、甲から引渡された契約物品のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書によりこれを甲の指定する者に返還しなければならない。

(監督職員の派遣)

第 15 条 甲は、この契約の履行に関する事務の処理及び監督を行うため、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）を乙の工場又は事業所（下請負者の工場又は事業所を含む。）に派遣することができる。

- 2 乙は、監督職員の職務の執行に協力するものとする。

(納期の猶予)

第 16 条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第 1 項の申請をすることができる。

(延納金)

第 17 条 乙は、前条第 2 項の規定により納期を猶予された場合において

は、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1%の率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10%の金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることが不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期を猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第22条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3.0%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第18条 乙は、役務の完了が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3%の率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入し

た日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

（労働争議の通知）

第19条 乙は、労働争議によりこの契約の履行を遅滞するおそれがあると認めたときは、直ちにそれに関するすべての情報を甲に書面をもって通知しなければならない。

（完成検査）

第20条 乙は、契約書、仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納地に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官（以下、「検査官」という。）により、契約書、仕様書等に基づいて行われるものとする。
- 3 完成検査においては、乙が行った役務に関し、契約物品の品質が契約書、仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。
- 5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

（完成検査の期日及び場所）

第21条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

- 2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。
- 3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

（給付の終了）

第22条 乙は、役務を終了した場合、契約物品の改造にあっては納品書、

その他の役務にあっては役務完了届によりその旨を検査官に届け出なければならない。

- 2 甲は、前項の届け出に対しては、天災地変その他やむを得ない事由による場合のほか受理を拒否することはできない。
- 3 第1項の規定により甲が乙から給付を終了した旨の届け出を受理した日をもって、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第5条に規定する「給付を終了した旨の通知を受けた日」とする。
- 4 第1項の規定は、役務が分割して履行することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときもまた同様とする。

（受領検査及び検査期間）

第23条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る役務について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、検査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証又は社内検査成績書等を確認した上、乙の行った役務が契約書、仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 3 前項の判定は第22条第3項の規定による「給付を終了した旨の通知を受けた日」から起算して10日（以下「検査期間」という。）以内に完了しなければならない。
- 4 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 5 乙は、検査官に対し検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

（受 領）

第24条 甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

（部品等の所有権の移転）

第25条 契約物品に付加した物品の所有権は、甲が受領の際の検査の結

果、当該契約物品を合格品と認めたときをもって乙から甲に移転するものとする。

(役務の完了不能等の通知)

第 26 条 乙は、理由の如何を問わず、次の各号に該当する事実が発生した場合は、直ちに、甲にその旨を通知するものとする。

- (1) 納期までに役務を完了する見込みがなくなった場合
- (2) 納期までに役務を完了することができなくなった場合
- (3) 契約物品が滅失又は損傷した場合

(危険負担)

第 27 条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、乙が役務の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務を履行の義務を免れるものとし、甲は、乙に代金（乙が役務の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第 28 条 役務が行われた納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において当該役務に係る部分を修補（良品との取替えを含む。以下同じ。）すべきときは、その損害は次項から第 4 項までの規定に従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。ただし、既に行われた役務を再度行うのに要する追加の費用は乙が負担する。
- 3 第 1 項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項本文又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得した場合は、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第29条 前条の定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務の契約不適合)

第30条 乙が行った役務に関し給付完了後の契約物品又は役務に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の役務の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害を請求することができる。

3 甲は、第1項の役務の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第35条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約の解除の通知は、第1項の給付完了の日（乙が当該契約不適合につき知つて告げなかつた場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなつているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までにこの期間を延長する。

5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 契約不適合のある役務の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補された役務に、なお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。

(代金の請求及び支払)

第31条 乙は、役務を完了した場合、代金を甲に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、第23条に定める納品書又は役務完了届を甲が受理した後、適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日（以下、「約定期間」という。）以内の日に乙に当該代金を支払うものとする。

(相殺)

第32条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合には、この契約に基づき乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(支払遅延利息)

第33条 甲が第31条に規定する約定期間までに代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し、年2.5%の率を乗じて計算した金額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間までに支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が第23条に規定する検査期間までに合否の判定をしないときは、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの期間の日数は約定期間

の日数から差引くものとし又当該遅延期間が約定期間の日数を越える場合には、約定期間は満了したものとみなし、甲はその越える日数に応じ前2項の計算の例に準じ第1項に定める利率をもって計算した金額の遅延利息を乙に対し支払わなければならない。

(契約保証金の処分)

第34条 乙がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反（納入延期を除く。）したときは、乙が納付している契約保証金は国庫に帰属する。

2 前項のほか、この契約により乙が甲に対し損害を賠償する場合、その賠償額が契約保証金に満たないときは契約保証金は国庫に帰属する。又契約保証金額を超えるときは、当該保証金は国庫に帰属するほか乙はその不足額を甲に納付しなければならない。

(甲の解除権)

第35条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除するものとする。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに役務を完了しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を完了できなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに役務が行われた契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が役務が行われ契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第36条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 37 条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の 10% の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第 17 条第 4 項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第 38 条 甲は、第 35 条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第 36 条の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前 2 項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行わなければならない。

(相手方に対する通知の効力発生の時期)

第 39 条 甲から乙に対する文書の通知は発信の日から、乙から甲に対する文書の通知は受信の日からそれぞれ効力を発生するものとする。

(秘密の保持)

第 40 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(原価調査)

第 41 条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期すため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(納入上の甲の指示)

第42条 乙は、この契約書に記載のない事項でも役務完了物品の納入上、甲の指示に従う慣行がある事項については、甲の指示に従わなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第43条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第44条 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 この契約に関する訴訟は東京地方裁判所の管轄に属するものとする。